

朝鮮史の栞（第三回）

文學士 今 西 龍

以下李朝史と特殊の題目に關するものを説明すべし。李朝の研究には先づ李朝歷代實錄を第一となすも卷帙浩翰なるが上に朝鮮にては總督府及李王家に内地にては東京帝國大學に所藏するのみに

ていづれも貴重書籍なるを以て一般の研究者には見るに難きは遺憾なり。李朝後期の史料に至りては承宣院日記を始めとし諸日記諸謄錄の類數多遺存し現今朝鮮總督府に保藏せらる（大正二年刊行朝鮮總督府圖書目錄を見るべし）是れ舊朝鮮官府の作成せる記録文書に屬し貴重中の貴重なるものなるが故に容易に閲覽しうべくもあらず亦普通の研究程度に對しては高遠にすぎるものなり。是等書籍の多くは朝鮮總督府調査刊行の「朝鮮圖書解題」に解説あり就て見る可し。今研究の栞たる

に止まる本篇に於てはたゞ普通一般の書籍に就てのみ説かんとす。

朝鮮書籍の蒐集の最も多大なるものは朝鮮總督府にして内地に在りては東京帝國大學、帝國圖書館、大阪圖書館等なるべし。次に紹介する書籍の多くは此等大圖書館ならずとも閲讀の便あり個人に購求の途あるものなり。

第六 國朝寶鑑 九十卷

李朝の編年史にして官撰なり。撰書的主旨は李朝歷代君王の嘉言善政範を後王に垂るべきものを誌すにあり。世祖王の時太祖、太宗、世宗、文宗の四寶鑑成り、肅宗の時宣祖寶鑑成り、英祖の時肅宗寶鑑成り、前後併せて六王の寶鑑ありしを、正祖王の時英宗寶鑑を撰するや、更に十二王の寶鑑を撰し、之を統一にして、國朝寶鑑六十八卷となせり正祖王六年。1783 A.D.。其後憲宗王年十四年（1848 A.D.）正宗、純祖、文祖の三寶鑑を撰し、今王隆熙二年

（明治四十一年）憲宗哲宗の二寶鑑成り、合せて九十卷刊行せられたり。

本書は極めて修飾せられたる李朝史なり。其材料は主として各代の實錄より採りたるものなれど其撰書の主旨より推して、之に據りて事實の真相を見ることの難きは明白なり。事件の時王に利あらざるものは之を記するとを避け、而して其避くること能はざるに至りては、極めて舛裁能く之を記せり。一例を舉ぐれば淺見倫太郎氏が摘示されし如く、仁祖王五年丁卯の大難を記するに、正月上幸江華四月至自江華とし、丙子丁丑の大事件を記するに、上幸南漢山城上至自南漢山城の語のみを以てするの類是なり。尤も斯かる修飾は自國官撰の書には免れ難き弊にして、此書を更に史料として撰みし史籍の襲踏する缺點なりとす。三國史記などにも此類のもの少からざるべし。尙ほ國朝寶鑑は燕山君光海君など廢位の王は之を有せず。

本書は上述の如く記事一方に極偏し修飾あれども太祖より哲宗までの編年史として先づ一讀すべきものなり。

第七 燃藜室記述

正編三十三卷續編七卷別集十九卷あり。正編は太祖王代より顯宗王代に至るまで續編は肅宗王代の記事本末牀の史籍なり。各王代に就きて其故事本末を誌し次に各代の人物傳を附載す。別集は李朝の禮樂刑政制官職等各王代に分入し難きものを收む。本書は約四百種の野史隨錄日記文集の類より史料を綴拾し、原文の儘に羅列し、其出典を注し、「述而不作」の意を附せり。實に李朝末期の史家の創意に出で、彼の大日本史料の舛裁の先驅を爲すものなり。此書稿本のまゝ世に行はれ、之を大別して二種の本あり、一は著者の初稿本にして、他は著書が後に修整せし本なり、外に此二本より出で、轉寫の際改變せられたるが爲に生ぜし異本

數種あり。朝鮮古書刊行會本は好良なる修整本に屬す。

撰者に就きては「智水拈筆」には圓嶠李匡師の撰とあれ共、李參奉集李匡師字聖哉號月巖の文集に收むる圓嶠の墓誌によるも、燃藜記述修整本に附する撰者の序文によるも、圓嶠の撰にはあらざるが如し。朝鮮人士の間には圓嶠の子李肯翊の撰なりとの説あり。彼の修整本序文より推すに此人の撰なるべし。朝鮮總督府調査編纂の「朝鮮圖書解題」は此説を採れり。肯翊の傳記は右圖書解題に左の如く誌されたり。

『李肯翊字は長卿燃藜室と號す全州の人圓嶠匡師の子なり英祖丙辰に生れ純祖丙寅に歿す圓嶠の文章と筆名は一世に冠たり其子肯翊亦穎悟人に絶し家庭の學を受け著述甚だ富む少論の論議を最も強硬に主張せし爲老論局に當るに及び全家酷禍を蒙り緣座して仕官を得ず

竄謫頻數なりしを以て文献遺失したるもの多
く惟燃藜室記述の一部のみ今に至りて傳へら
る』以上

さて斯く史料を羅列し諸家野史の文を分額轉載せる史籍には燃藜室記述の出でし前には朝野僉載○朝○野○僉○載○青野漫輯○青○野○漫○輯○あり、此書と時代を同うして朝野輯要○朝○野○輯○要○あり藥坡漫錄○藥○坡○漫○錄○あり、共に編年にして往々記事本末の脉を交ふ、其他朝野會通○朝○野○會○通○等三四あり、皆な英祖正祖の頃に成れるものゝ如し。燃藜室記述は其最も優れたるものにして、朝野僉載之に次ぐ。

第八 紀 事 類

肅宗景宗頃までの事蹟は燃藜室記述其他前記の諸書の如き寫本を以て、世に流布稀ならざる書によりて、一應の調査をなすこと難からざるも、英宗以後の事蹟に至りては、之を一と纏として記せるものなし。其これあるも極めて簡單なる童蒙の教科書類に過す。然れども此等諸王には紀事と名

づくる書あり、恐くは大官世家に於て朝報の類より轉寫せしものなるべし、必ずしも一家一代に成りしものにあらざるが如し。余が見し本中英廟紀事のみは紀事本末躰にして稍々類を異にし或は紀事と稱すべきものにあらざるかの疑あり。正宗紀事、純祖紀事、憲宗紀事みな編年逐日の日記躰にして記事詳密にして實錄の躰裁を備ふ。惜い哉正宗紀事の外傳本甚だ少し。哲宗時代のもものは未だ見たることなし。

第九 小説隨筆類

李朝に至りて學者文士が見聞を録し意見を吐露せる小説漫録の類多く出でたり。當時の世相人情を知るが爲に一讀すべきもの少なからず。其記事中往々貴重なる史料あり。李朝末期の人にして此等の書籍を叢書とし收輯せるもの亦少なからず。倉可樓外史、廣史、大東野乘、叢史、說海、彙叢等ありと雖是れ皆な個人が收輯私藏せしものにし

て一叢書として世に行はれたるものにあらず。内大東野乘のみは朝鮮古書刊行會にて刊行せり。寫本七十二冊あり、仁祖王以前の書五十七種を輯録す。其書目次左の如し。

備齋叢話 成侃

秋江冷話 南孝溫

謏聞瑣錄 曹伸○抄錄
本也非完本

稗官雜記 魚叔機○缺
下卷

五山說林 車天輅

青坡劇談 李陸

海東野言 許簞

乙巳傳聞錄

聽天遣閑錄 沈守慶

己丑錄

海東雜錄

癸未記事

象村雜錄 申欽

筆苑雜記 徐居正

師友名行錄 同上

丙辰丁巳錄 任輔臣

己卯錄補遺 安鼎

海東樂府 沈光世

陰崖日記 李蔚

己卯錄續集

龍泉談寂記 金安老

石潭日記 李珥

己丑續錄

癸甲日錄 禹性傳

時政非

亂中雜錄 趙慶男

歷代要見

光海朝日記

光海初喪錄

寄齋雜記 朴東亮

璿源實錄 未詳

崎翁漫筆 鄭弘漢

聞韶漫錄 尹國馨

松窩雜說 李暨

月汀漫錄 尹根壽

清江瑣語 李濟臣

逸史記聞

癸亥靖社錄

混定編錄 安邦俊○大東野乘之著を尹宣舉が誤れるが如し

柳川劄記 韓浚謙

松都記異 李德洞

荷潭破寂錄 金時讓

以上五十七種

原寫本七十二冊朝鮮總督府藏たり朝鮮古書刊行會本洋裝十三冊とす

再造藩邦志 申吳

凝川日記

長貧胡撰 尹香猷

寄齋史草 同上

東閣雜記 李延馨

雲岩雜錄 柳成龍

甲辰漫錄 同上

松溪漫錄 權應仁

梧陰雜說 尹斗壽

丁戊錄 黃有詹

青白日記 由翊聖

默齋日記 安邦俊

竹窓閑話 李德洞

紫海筆談 金時讓

倍溪記 聞同

叢史、說海、彙數、廣史は皆數年前白鳥博士が

朝鮮にて得られし書籍にして今東京帝國大學に藏

せらるゝといふ各の寫本一本づゝあるのみにて一

般人士に閱覽の事難しと雖朝鮮の小説野乘の類の

名を知る便宜を計りて各叢書收輯の書名を舉げん

叢史 寫本五十冊 收輯書名次の如し

海東樂府 沈光世

奇齋雜記 朴東亮

明倫錄

滄江日錄

宋門記述

構禍事蹟

芝湖編錄

竹泉間說

梅翁間錄

尊攘箸

楓巖輯話

乙巳誣案

白登錄 羅萬甲

豐安君日錄

公私見聞錄

幄對說話

黃江問答

辛巳蠱變

松都記異考

換封竊科

三官記 李緯

左溪頌談

擇里志 李重煥

僊說

陰崖雜記 李紉

留齊行年記 李廷範

我々錄

莊陵誌

遜齊日記 李澹

癸申錄

莊陵謄錄

莊陵史補 李書九

亂中雜錄 趙慶男

東閣散錄 鄭奎磅(カ)

邪學懲義

關衛彙編

象村彙言 申欽

晴窓軟談 同上

說海 寫本百冊

收輯書名次の如し

東儒師友錄 朴世采

兩先生門人錄 同上

戊午見聞錄 李廷龜

疎庵言行錄 李植(ウ)

溪山記善錄 李德弘

退溪言行錄 金誠一

辨誣錄 丁時翰

續玉露 金尙窩

牛溪年譜後說

門人問答記 朴汝龍

松都記異 李德洞

竹窓閑話 同上

牛山問答問安邦俊

師友鑑戒 同上

龍寂談寂記 金安老

北關記事

買還問答 同上

松江行錄 金長生

丙丁錄

樂全漫錄 申翊聖

師友名行錄 南孝溫

稗官雜記 魚叔權

亂雜日記 南禎

銀臺日記

乙巳錄

高峯論思錄

霧湖詩話 梁慶愚

隨手錄 金澄

眉崑日記 柳希晉

東溪雜錄 禹伏龍

以上

松溪漫錄 柳應仁

癸甲日錄 禹性傳

松窩雜說 李

曇叢

已卯遺蹟 安邦俊

經筵講義 金字顯

柳川劄記 韓浚謙

錦城日記

隴西事蹟 李永成

破睡雜記 尹新之

已丑錄 安邦俊

構禍事蹟 宋時烈

乙巳傳聞錄 盛云 幽憤錄

辛丑(卯カ)記事(同上カ)

西征錄 李純

尤庵雜記 宋時烈

松溪漫錄 柳應仁

壬丁事蹟 安邦俊

三冤記事 同上

鄉兵日記 畧

白沙雜記 李恒福

朝天記聞 同上

漢陰言行錄 李貴

沙溪筵席問對

沙溪語錄 宋時烈

野史初本 李植

弘安役の新史料

中川 泉三

文永十一年元の來寇後、朝廷に於ては社寺に懇祈を籠めさせ給ひしが、一方幕府は諸國の御家人に兵備を嚴命し、敵の再寇に備へし用意周到なる而已ならず、翌建治元年十二月八日の東寺文書によれば、明年三月頃異國を征伐せんと攻勢的準備を爲して、水手梶取の募集を安藝國の守護に命ぜしを見る。其文書三浦博士の鎌倉時代史に記載あればこゝには略す。

かく諸般の軍備は着々進捗せし間に幕府は又朝

廷の如く令を下して異國降伏の祈禱を爲さしめたりしなり。

去秋偶予は我近江國犬上郡敏滿寺舊藏文書中よりこれを徵すべき左の史料を得たり。

異國降伏事於近江國中御祈禱寺社抽丹誠可致
懇懃祈請之由可被相觸候依御執達如件

建治元年九月十四日

武藏守判
相模守判

佐々木壹岐入道殿

依異降國伏事於當國中御祈禱所寺社抽丹誠可被懇懃御祈禱之由去九月十四日關東御教書案被進候任被仰之旨可令祈請給候但異國事相鎮之後長日御祈禱經卷其外員數載御請文可被上可令進上關東候也恐々謹言

十月七日

左衛門尉公綱判